

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相馬市は、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県相馬市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する以下の事務を行う。 ・第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ・任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ・国民年金保険料に関する申出書、届出書または申請書等の受理 ・裁定請求書等の受理 ・法定免除の届出の受理 ・保険料の各種免除、猶予申請に係る所得情報を提供 ・年金生活者支援給付金に関する給付金支給対象候補者から請求書の受理 ・日本年金機構が作成した年金生活者支援給付金受給候補者にかかる所得情報の提供
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46の項及び128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相馬市企画政策部企画政策課 〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3 0244-37-2218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相馬市民生部保険年金課 〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3 0244-37-2140
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・特定個人情報の記載がある書類は、鍵付きキャビネットに保管し、施錠することを徹底している。 ・進達時など、特定個人情報の記載がある書類を郵送する際は、追跡可能な郵送方法で送付している。

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている []

＜選択肢＞
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である []
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や電子媒体等は、施錠可能なキャビネットに保管することを徹底している。 ・特定個人情報を電子媒体で進達する際はパスワードによる保護を徹底するとともに、定期的なパスワードの変更を実施している。 ・特定個人情報を含む書類の郵送時は、追跡可能な送付方法をとっている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月24日	II 1	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年2月24日	II 2	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和7年2月20日	表紙(評価署名・宣言)	国民年金に関する事務	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務	事後	
令和7年2月20日	I 1①	国民年金に関する事務	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務	事後	
令和7年2月20日	I 1②	国民年金に関する事務	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務	事後	
令和7年2月20日	I 1②	①異動届書受理による異動報告 ②免除・学生納付特例申請書の発行 ③障害基礎年金請求の申請受付、申請書発行 ④未支給年金請求の申請受付、申請書発行 ⑤異動届書に基づく被保険者台帳の異動処理 ⑥年金生活者支援給付金請求の申請受付、申請書発行	・第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ・任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ・国民年金保険料に関する申出書、届出書または申請書等の受理 ・裁定請求書等の受理 ・法定免除の届出の受理 ・保険料の各種免除、猶予申請に係る所得情報を提供 ・年金生活者支援給付金に関する給付金支給対象候補者から請求書の受理 ・日本年金機構が作成した年金生活者支援給付金受給候補者にかかる所得情報の提供	事後	
令和7年2月20日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一31の項及び95の項	番号法第9条第1項 別表46の項及び128の項	事後	
令和7年2月20日	II 1	令和3年1月1日	令和7年1月31日	事後	
令和7年2月20日	II 2	令和3年1月1日	令和7年1月31日	事後	